

えないのでしょうか。

【解説】このような本会議決議があるにもかかわらず、衆議院での三分の二の再可決をするなら、まさに参議院の否定そのものである。

(4) 7.1 閣議決定及び安倍総理の米国議会演説は内閣法第 1 条違反

そして、その解釈改憲に基づいた安保法制を成立させるために、安倍総理は、今度は、アメリカに行って、米国議会で「夏までに、必ず実現します」などと約束をしてきている。国民の皆さんを代表する我々立法府を完全に無視して勝手に断言しています。

内閣法第 1 条には、「内閣は、国民主権の理念にのっとり職権を行い、行政権の行使について全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負う」とはっきり書いてあります。しかも、これは、平成 11 年の内閣法改正で、「内閣の個々の職権の行使についても、これが国民主権の理念にのっとり行われるべきであるという、規範的意味を持たせようとするもの」、「全国民を代表する議員からなる」という文言を新たに付した理由として、主権者である国民の行政に対するコントロールの趣旨をより強調するため」と説明されています（内閣法制局審査資料）。

つまり、安倍総理が、連帯責任を有するのは米国議会ではなく、野党議員も含めた日本の国会なのです。そして、それは、内閣として、主権者である国民に対し国民主権の理念に則った仕事をするためなのです。日本の国会を無視し、国民を無視して、米国と安保法制の成立を約束した安倍総理の行為は、この内閣法第 1 条に丸っきり違反しています。法律違反なのです。

なお、もちろん、解釈改憲の強行の時から、国民主権の理念にも、国会への連帯責任にも則っていない、つまり、7.1 閣議決定は内閣法第 1 条違反であることは明々白々です（憲法違反と同時に法律違反でも無効となります）。

(5) まとめ——国民主権と議会制民主主義を否定するクーデター改憲

つまり、解釈改憲とは、内容だけでなく、手続き的にも、国会を無視し、国民の皆さんを無視して強行したクーデター改憲というべき暴挙なんです。ね。

このようなものを、このような前例をこのまま許したら、日本の議会政治

は完全に死んでしまうのです。安保法制を阻止し、7.1 閣議決定を破棄させることは、国民の皆さまの憲法 9 条と平和主義を取り戻すことであるとともに、日本の民主主義、議会政治を取り戻す、本当に絶対に負けてはならない闘いなのです。

■参予算委員会 平成 27 年 3 月 20 日

○小西洋之君 安倍総理がやったことは、これはもう法令解釈なんかではないわけでございます。何なんでしょうか。日本の法秩序を根底から覆すクーデターです。機関銃は撃たれていない、戦車は走り回っていない。しかし、日本の最高法規である憲法がその中身から、根底から変わってしまって、絶対許されることのなかった、そして憲法の平和主義とどう考えても矛盾する、義務教育の子供たちにも説明ができない、その集団的自衛権が解禁されているんです。こんなことを許したら、もう我が国は法治国家として成り立たなくなります。憲法九条すらこんなに解釈変更ができるのであれば、憲法のほかの条文、いつでも時の内閣と多数を持つ国会で解釈の変更ができることになります。こんなことを絶対に許してはいけません。

【参考】安倍内閣退陣後の「法の支配再生・確保法」（仮称）等の必要性

私は、安保法制を撤回等させ、安倍内閣を退陣させた後に、国会で「法の支配再生・確保法」（仮称）という法律を制定し、安倍政治の下で蹂躪された法制度を補強し、二度とこうした権力者に法の支配が蹂躪されることがないようにする必要があると考えています。例えば、解釈改憲禁止法の制定（※）、内閣法制局長官の恣意的な任命を阻止する内閣法制局設置法の改正、NHK経営委員任命の適正を確保する放送法改正などです。また、衆参の国会に「安倍政治検証・阻止委員会」（仮称）を常設し、安倍政治の下の議会政治の蹂躪を検証し、安倍内閣の下の国会答弁や質問主意書などを精査し再提出させるとともに、将来の「安倍政治」の再来に際し、議会が党派を超えて迅速かつ効果的にそれに対処し阻止する仕組みを設けるべきであると考えています。

（※実は、6 月 11 日参議院本会議決議の内容「憲法解釈の原則（ルール）に基づく解釈変更案の事前の国会審議の義務付け」は行政権を拘束する法律にすることができます。当時、解釈改憲を阻止するためそうした法案提出を民主党内で根回ししましたが適わず、附帯決議で確保した経緯があります。）

【重要解説】 解釈改憲の「憲法解釈の原則（ルール）」違反

第一章でご説明したように、安倍政権は結局、論理的に憲法9条から集団的自衛権行使を可能とすることができずに「昭和47年政府見解の読み替え」というとんでもない暴挙に及んでいたのですが、実は、時の権力者が自由に憲法を解釈変更できることになると法治国家でなくなってしまいますので、政府が守らなければならない「憲法解釈の原則（ルール）」を国会審議で確立しています。そして、これは今の安倍内閣も「遵守している」と繰り返し国家答弁しているものであり、先にご説明した本年6月11日の参議院憲法審査会附帯決議にも明記されているものです。

これを「昭和47年政府見解」に当てはめてみると、憲法9条の戦争の放棄、戦力の不保持などの文言や「憲法9条は前文の平和主義の理念が具体化

したもの」などの趣旨等に即して、前文の平和主義にある国民の決意や過去の戦争の惨禍などの憲法制定の背景等を考慮して、「自衛の措置は、平和主義の制限に服さなければならない」旨を明記し、また、昭和47年政府見解の契機となった吉國長官の答弁の文言に忠実に作成され、かつ、その前後の

「憲法解釈の原則」

憲法を始めとする法令の解釈は、

- ① 当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、
- ② 立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、
- ③ また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきもの^(略)

仮に、政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねないと考えられる。

島聡君提出 政府の憲法解釈変更に関する質問に対する答弁書
(平成16年6月18日答弁第一一四号)

国会答弁や政府見解、参議院本会議決議などとの整合性も保たれ、まさに、「論理的に確定され」ており、「論理的な追求の結果」のものであると認めることができます。

ところが、「昭和47年政府見解の読み替え」とは、このような「論理的な追求の結果」として示された昭和47年政府見解を、「政府が自由に昭和47年政府見解に示された憲法9条の解釈を変更する—読み替える—ことができるという性質のものではない」のに、勝手に読み替えてしまったんですね。まさに、「仮に政府において、昭和47年政府見解に示された憲法解釈を—読み替えによって—便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねない」事態が生じている訳です。

つまり、解釈改憲はまるっきり憲法解釈の原則（ルール）に違反しているのです。そして、7.1 閣議決定は、国民の皆さまから到底信頼を受けることができず、かつ、国民の皆さまの日本国憲法全体への信頼が失われかねない、法治国家の存亡の危機が生じているのです。

■政府の憲法解釈の原則（ルール）（平成16年6月18日政府答弁書）

憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方にに基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されたものであって、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に当該解釈を変更することができるという性質のものではなく、仮に政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかね（ない）。（以下、略）

【解説】「諸情勢の変化」すなわち、「我が国を取り巻く安全保障環境の根本的な変容」があるにしても、それによって憲法の基本論理を変えてはならないのです。基本論理を変える必要があるのであれば、解釈変更（解釈改憲）ではなく、憲法改正を求めなければならないのです。

なお、私は本年3月20日の参議院予算委員会（NHK 全国中継）で安倍総

理に対しこのフリップを使って、「平和主義の法理の切り捨て」を——「昭和47年政府見解の読み替え」を横島長官から初めて聞いたのは後日3月23日でしたので——この憲法解釈の原則（ルール）に当てはめて解釈改憲の違憲を論理的に立証し、以下の文言を議事録に刻んでいます。

■参予算委員会 平成 27 年 3 月 20 日

○小西洋之君 安倍総理の行っている解釈改憲は、憲法の平和主義そのものを否定する行為でございます。七月一日の解釈改憲は違憲無効です。国民の代表の国会議員として、国民の皆さんの平和主義の憲法第九条は、昨年の七月一日以前と何ら変わらない法規範として存在し続けることを、この国権の最高機関の参議院の第一委員会の予算審議の場で、安倍総理と安倍内閣の皆さんに対して宣言をさせていただきます。

これは、7.1 閣議決定以降の国会における「違憲」の追及が十分に盛り上がらない中で、初めて7.1 閣議決定の平和主義の法理違反を安倍総理に対して追及し、かつ、同じく初めてこの憲法解釈の原則（ルール）違反を真っ正面から追及し安倍政権を痛撃するとともに、安保法制が強行採決された後の、将来の最高裁による違憲訴訟に向けた取り組み——あくまでも、憲法解釈の最終的な判断は最高裁の専権事項ですが、最高裁としても、砂川判決でふんだんに用いられている前文の平和主義の法理を駆使して、全国中継の国会審議の場で国会議員が行った違憲の論証は無視し難いはず——という信念を持って行ったものでした。

【重要解説】 国政選挙に勝利しても違憲の解釈は永久に違憲との政府答弁

■憲法解釈と国政選挙の関係に関する質問主意書に対する政府答弁書
(小西洋之議員（参）提出 平成 26 年 11 月 28 日答弁 103 号)

【質問】 安倍総理は平成二十六年二月十二日の衆議院予算委員会において、「先ほど来、法制局長官の答弁を求めています、最高の責任者は私です。私が責任者であって、政府の答弁に対しても私が責任を持って、その上において、私たちは選挙で国民から審判を受けるんですよ。審判を受けるのは、法制局長官ではないんです、私なんです。だからこそ、私は今こうやって答弁をしているわけでありまして。」と答弁を行っている。……この安倍総理の答弁は、「時の総理大臣が恣意的かつ意図的な憲法解釈の変更を強行しても、後の国政選挙で正当化されうる」という立憲主義及び法の支配に反する見解ではないのか。

【答弁】 法令の解釈は、論理的になされるべきものであり、論理を離れて、「国政選挙の結果」によって左右されるというものではない。

【解説】 つまり、違憲の解釈変更とそれに基づく立法は何度国政選挙を重ねても違憲無効であるということである。